

(新) 警戒区域における鳥獣捕獲等緊急対策事業

30百万円(0百万円)

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

1. 事業の概要

平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所事故以降、警戒区域においては、放射性物質による影響等により狩猟や有害鳥獣捕獲を行うことができない状況となっていること、また、日常生活や農業生産活動等の人為活動が停滞していることなどから、野生鳥獣の人里への出没が増加している。

このような中、車との衝突事故や市街地での生活環境への影響、耕作地の掘起し等の被害が発生している。福島県では国の補助金を活用し、警戒区域周辺で帰還支援のための野生鳥獣実態調査を行っている。しかしながら、警戒区域内の野生鳥獣をこのまま放置すれば、帰還準備や帰還後の生活及び地域経済の再建に大きな支障が生じることから、緊急にイノシシ等野生鳥獣の捕獲等の対策を講じる必要がある。

福島県復興再生基本方針(平成24年7月13日)においても「野生動物への対策、有害鳥獣駆除等の取組の推進」が盛り込まれており、地元自治体も警戒区域における野生鳥獣対策の実施を強く要望。

2. 事業計画(業務内容)

(1) 鳥獣捕獲等緊急対策実施のための調査・検討

地域における鳥獣捕獲等に必要な生息状況等の調査、関係者との調整、実施計画の策定、実施体制の構築を行うとともに、既往の知見や実施結果等を踏まえ、捕獲や捕獲個体の処理等に係るより効率的かつ安全な方法の検討を行う。

(2) 鳥獣捕獲対策等の実施

(1)の調査結果を踏まえ、警戒区域においてイノシシ等野生鳥獣の捕獲を行う。

なお、対象地域は、原発事故に伴う放射能汚染や立入り規制等により、地元自治体や土地所有者等では対応できない警戒区域とする。

3. 施策の効果

野生鳥獣の捕獲等により、生活環境の保全、帰還に向けた環境整備の円滑な実施、帰還後の住民の安心・安全の確保を図るとともに、産業復興及び地域経済の活性化等地域経済の再建に寄与する。

